

現行計画の施策体系		
大柱	中柱	支援策（小柱）
1 ひとづくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	支援策1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
		支援策2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
	(2) 地域福祉の担い手の育成	支援策3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		支援策4 地域福祉コーディネーターを育成し、地域への普及・定着を推進します。
		支援策5 行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。
	(3) 福祉専門人材の確保・定着対策の推進	支援策6 福祉介護人材を確保します。
支援策7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。		
支援策8 福祉介護人材の定着を促進します。		
2 地域（まち）づくり	(1) 地域における支え合いの推進	支援策9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。
		支援策10 NPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。
		支援策11 外国籍住民の暮らしやすさを支援します。
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	支援策12 バリアフリーの街づくりを推進します。
		支援策13 情報アクセシビリティの向上を図ります。
	(3) 災害時における福祉的支援の充実	支援策14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。
3 しくみづくり	(1) 福祉に関する生活上の課題への対応	支援策15 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。
		支援策16 課題等を抱える当事者活動を支援します。
		支援策17 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みの充実	支援策18 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守る取組みを行います。
		支援策19 「人生100歳時代の設計図」や未病改善の取組みなど、誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。
	(3) 生活困窮者等の自立支援	支援策20 生活困窮者等の自立を支援します。
支援策21 子どもの貧困対策を推進します。		
支援策22 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。		

現状（背景）

【国の動向等】

1 社会福祉法の一部改正（令和3年4月施行）

(1) 地域福祉の推進について

改正前	<p>① 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>② 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。</p>
改正後	<p>（以下の内容が追加） 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。 ※ 地域福祉の推進は、「地域住民が主体」であることが明文化された。</p>

(2) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項について

改正前	<p>① 地域における高齢者、障害者、児童その他の福祉に関する共通事項</p> <p>② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針</p> <p>③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上</p> <p>④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備</p> <p>⑤ 市町村事業（※）の実施の支援に関する事項 ※生活困窮者自立支援法を含む、包括的な支援体制の整備に係る事業</p>
改正後	<p>①～④ 同上</p> <p>⑤ 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項</p>

(3) 社会福祉連携推進法人制度の創設

- 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ 同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。
- 以下の6業務の中から全部または一部を選択して実施。
 - ①地域福祉支援業務（地域貢献事業の企画・立案、地域ニーズ調査の実施等）
 - ②災害時支援業務（応急物資の備蓄・提供、被災施設利用者の移送等）
 - ③経営支援業務（経営コンサルティング、財務状況の分析・助言等）
 - ④貸付業務（社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け）
 - ⑤人材確保等業務（採用・募集の共同実施、人事交流の調整等）
 - ⑥物資等供給業務（紙おむつやマスク等の物資の一括調達、給食の供給等）
- 都道府県知事等が認定・指導監督を行う。

【第4期計画の総括】

- 新型コロナウイルス感染症の影響
 - ・地域住民による地域活動の停滞
 - ・地域福祉の普及啓発のための各種イベントの中止・縮小
 - ・福祉介護人材の育成やスキルアップに係る研修等の中止・縮小
 - ・生活困窮世帯の増加や自殺者の増加等
- 第5期計画に向けての課題
 - ・「ともに生き、支え合う社会」を実現するための意識醸成と教育が必要
 - ・市町村の包括的支援体制の構築をより一層進めるための支援及び地域福祉の担い手の養成が必要
 - ・福祉介護人材の確保やスキルアップ及び定着支援が必要
 - ・民生委員、ボランティア等がより活動しやすい環境づくり及び外国籍住民の暮らしやすさ向上のための幅広い取組が必要
 - ・バリアフリーの街づくりに関する継続的な普及・啓発及び情報アクセシビリティの向上が必要
 - ・災害時の福祉的支援に関する市町村支援及び市町村と連携した訓練など実効性のある取組の展開が必要
 - ・市町村による包括的支援体制の構築のための研修実施や市町村ごとの実情に沿った取組の支援及び制度の狭間にある課題への対策が必要
 - ・虐待や自殺の未然防止と早期発見に向けた相談支援や連携の強化及び成年後見制度の利用促進に関する積極的な市町村支援が必要
 - ・生活困窮者の相談体制の確保と当事者に寄り添った継続的・伴走的な支援、学習支援・居場所づくり等の子どもの貧困対策及び更生保護団体等と連携した再犯防止の推進が必要。

【市町村、市町村社協からの県の支援についての主な意見】

- 国・県や他自治体（市町村）の動向等に係る情報の迅速な提供
- 県内外の先進・成功事例や計画策定・改定に係る情報の集約及び提供
- 市町村同士が情報共有を図る機会の提供
- 人材育成に関する研修の実施（相談窓口職員、権利擁護関係、民生員・児童委員、生活支援コーディネーター、行政・社協向け等）
- アドバイザーやコーディネーターの派遣、研修時の講師派遣
- 全県的な普及啓発（民生委員・児童委員、地域活動、ボランティアへの参加等）
- 財政的な支援（人材確保、包括的支援体制、NPO法人、地域の支え合い活動）
- 社会福祉法人への公益的な取組の促進・働きかけ
- 重層的支援体制整備推進のための人員派遣

（参考）関係法令等

- ・生活困窮者自立支援法等の改正（平成30年6月8日公布）
- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年12月14日）
- ・子ども子育て支援法改正（令和元年5月17日公布）
- ・自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年6月12日公布）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法改正（令和元年6月14日公布）
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法改正（令和元年6月19日公布）
- ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正（令和元年6月26日公布）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法改正（平成30年5月25日）
- ・地域共生社会の実現のための社会福祉法等改正（令和2年6月12日）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法改正（令和3年6月4日公布、公布後3年以内施行）
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布）
- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年5月25日）
- ・（仮称）神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和5年4月1日施行予定）